

平成 22 年 4 月 14 日
金 融 庁

共済事業の規制のあり方についての方針（案）

1. 背景

- (1) 共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実に契約を履行することが求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要である。

平成 17 年の保険業法改正においては、このような点も踏まえ、

- ① 保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用する、
- ② 保険業法上の新たな枠組みとして、一定の規模の範囲内で少額・短期の引受けのみを行う者について「少額短期保険業者」の制度を創設する、等の措置が講じられた。

- (2) 他方、保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在している。

また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成 25 年 11 月までに、新法人（一般社団/財団法人等）に移行することとなり、新法人移行後は、そのままの形態では、共済事業を行うことができない状況にある。

2. 方針

上記を踏まえ、平成 17 年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に則した監督を行うこととする。

（注）これらの団体が行う共済事業の将来的な位置づけについては、今後、その共済事業の運営状況、制度共済の整備状況、新たな一般法人制度の定着状況等を見極めた上で、改めて検討を行う必要。

(1) 対象

平成 17 年の保険業法改正時に現に特定保険業（注）を行っていた者等であって、一般社団法人又は一般財団法人であるもののうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとする。

（注）「特定保険業」：改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの。

(2) 業務

- ① 上記(1)の認可を受けた者（以下「認可特定保険業者」）が行う特定保険業の内容は、改正時に行っていたものに限ることとする。
- ② 特定保険業及びその附帯業務等以外の業務（以下「他の業務」）について、認可特定保険業者が認可を受ける際に行っているもの以外の業務を新たに行う場合には、行政庁の承認を受けなければならないこととする。
- ③ 認可特定保険業者の資産の運用は、法令で定める方法によらなければならないものとする。ただし、行政庁の承認を受けた場合にはこの限りでない。

(3) 経理

- ① 認可特定保険業者は、他の業務を行う場合には、特定保険業に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならないこととする。
- ② 認可特定保険業者は、業務及び財産の状況に関する業務報告書を行政庁へ提出するとともに、説明書類を事務所に備え置き、契約者等の縦覧に供しなければならないこととする。
- ③ 認可特定保険業者は、毎決算期において、法令で定める方法により、責任準備金等を積み立てなければならないこととする。
- ④ 認可特定保険業者は、一定の要件に該当する場合には、保険計理人を選任し、保険数理に関する一定の事項に関与させなければならないこととする。

(4) その他

- ① 報告徴求、立入検査、健全性の基準、業務改善命令等の監督に関する規定を設ける。
- ② 重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止等の募集規制を設ける。
- ③ 認可特定保険業者に係る行政庁は、改正時に公益法人であったものについては、旧主務官庁とする。

（注）当該箇所及び「公益法人であったもの以外の団体」に係る所管行政庁については、現在調整中。

- ④ その他所要の規定を設ける。

(5) 立法形式

「保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）」の改正によることとする。

以 上